明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省令〕
○指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令（農林水産一一三）　一

〔告示〕
○東ティモールにおける理数科初等教育強化計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合教育科学文化機関との間の書簡の交換に関する件（外務七六）　二
○ハイチにおける地産地消型学校給食配布計画のための贈与に関する日本国政府と世界食糧計画との間の書簡の交換に関する件（同七七）　三
○社会福祉士介護福祉士学校指定規則附則第六条第二項及び第三項に規定する文部科学大臣及び厚生労働大臣が別に定める基準の一部を改正する告示（文部科学・厚生労働二）　四
○種苗法第十三条第二項の規定に基づき品種登録出願を取り下げた件（農林水産五〇七）　五
○森林病害虫等防除法第三条第一項の規定に基づき、同項第一号に掲げる命令をする等の件（同五〇八）　六
○森林病害虫等防除法第三条第一項の規定に基づき、同項第四号に掲げる命令をする等の件（同五〇九）　六
○森林病害虫等防除法第三条第二項の規定に基づき、特別伐倒駆除を命ずる等の件（同五一〇）　六
○砂防法第二条の土地を指定する件（国土交通三三一、三三二）　六
○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（同三三三）　六
○水先人に免許を与えた件（同三三四）　六
○都市計画に関する件（中部地方整備局三三）　六
○浄化槽の型式を認定した件（同三四）　六
○都市計画に関する件（四国地方整備局二四、二五）　六

〔国会事項〕
内閣　最高裁判所　　七

〔人事異動〕
内閣　最高裁判所　　七

〔官庁報告〕
官庁事項
貸金業法第三十三条第二項の規定による日本貸金業協会からの届出に関する公示（金融庁）　八
中国地方整備局公示（中国地方整備局）
国土調査法に基づく国土調査と同一の効果があるものとしての指定の公告（国土交通省）　八

〔公告〕
諸事項　　九

官庁
北朝鮮特定貨物の保管、建設業の許可の取消処分関係　九
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、特別清算、再生関係　九
会社その他　　一〇

省令

○農林水産省令第十三号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十五条第二項及び水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百十三号）第四条第二項の規定に基づき、指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年三月十二日

農林水産大臣　吉川　貴盛

指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令（昭和三十八年農林省令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
目次	目次
第一章　総則（第一条―第三条）	第一章　総則（第一条―第三条）
第二章　指定漁業の許可及び起業の認可（第四条―第十四条）	第二章　指定漁業の許可及び起業の認可（第四条―第十四条）
第三章　指定漁業の制限及び取締り等	第三章　指定漁業の制限及び取締り等
第一節　通則（第十五条―第二十八条の二）	第一節　通則（第十五条―第二十八条の二）
第二節　沖合底びき網漁業（第二十九条）	第二節　沖合底びき網漁業（第二十九条）
第三節　以西底びき網漁業（第三十条）	第三節　以西底びき網漁業（第三十条）
第四節　遠洋底びき網漁業（第三十条の二・第三十一条）	第四節　遠洋底びき網漁業（第三十条の二・第三十一条）
第五節　大中型まき網漁業（第三十一条の二―第三十三条の二）	第五節　大中型まき網漁業（第三十一条の二―第三十三条の二）
第六節　大型捕鯨業（第三十四条―第四十条）	第六節　大型捕鯨業（第三十四条―第四十条）
第七節　小型捕鯨業（第四十一条―第四十五条）	第七節　小型捕鯨業（第四十一条―第四十五条）
第八節　母船式捕鯨業（第四十六条―第五十五条）	第八節　母船式捕鯨業（第四十六条―第五十五条）
第九節　遠洋かつお・まぐろ漁業（第五十六条―第六十条の三）	第九節　遠洋かつお・まぐろ漁業（第五十六条―第六十条の三）
第十節　近海かつお・まぐろ漁業（第六十一条・第六十二条）	第十節　近海かつお・まぐろ漁業（第六十一条・第六十二条）
第十一節　中型さけ・ます流し網漁業（第六十三条―第六十六条）	第十一節　中型さけ・ます流し網漁業（第六十三条―第六十六条）
（削る。）	第十二節　北太平洋さんま漁業（第六十七条・第六十八条）